

A53 原則としてできません。

【解説】

個人事業に戻るためには、設立した医療法人を解散する必要があります。医療法人を解散するためには、医療法第55条に規定される次の事由が発生しなければなりません。

1. 定款をもって定めた解散事由の発生
2. 目的たる業務の成功の不能
3. 社員総会の決議
4. 他の医療法人との合併
5. 社員の欠乏
6. 破産手続開始の決定
7. 設立認可の取消し

そもそも医療法第40条の2で規定されているように、医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければなりません。ゆえに、個人的な事由により地域医療の持続性を放棄することは認められません。